

社援発0220第1号
老発0220第1号
平成30年2月20日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業について

標記の事業（以下「無料又は低額介護医療院利用事業」という。）については、その基準及びその運用等について、下記のとおり制定いたしましたので、貴職におかれましては、適正な無料又は低額介護医療院利用事業の実施に御配慮いただくようお願いいたします。

記

第一 無料又は低額介護医療院利用事業の基準

次の項目のうち、1、2、3及び4に該当するとともに5から7までの項目のうちの上記二以上の項目に該当すること。

- 1 生計困難者を対象とする費用の減免方法を定めて、これを明示すること。
- 2 利用料は、周辺の介護医療院と比べて入所者等に対し、過重な負担とならない水準のものであること。

- 3 生活保護法による保護を受けている者及び無料又は介護医療院サービスに要した費用（介護保険法第48条第1項に規定する施設介護サービス費の支給の対象となる費用及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第79条に規定する費用の合計額とする。）の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱入所者の総延数の10%以上であること。
- 4 家族相談室又は家族介護室を設け、家族や地域住民に対する相談指導を実施するための相談員を設置すること。
- 5 通所リハビリテーション事業を実施すること。
- 6 生活保護法による保護を受けている者その他の生計困難者を対象として定期的に無料の健康相談、保健教育等を行うこと。
- 7 特別養護老人ホーム等の地域の福祉施設の職員を対象として定期的に保健医療に関する研修を実施すること。

第二 留意事項

- 1 施設の経営主体は、無料又は低額介護医療院利用事業を行うために必要な資産を有すること。
- 2 費用の減免は、おおむね次のような方法により行うこと。
 - (1) 介護医療院は、生計困難者を対象とする費用の減免方法を関係機関と協議の上決定すること。
 - (2) (1)の実効性を確保するためには、市町村社会福祉協議会、民生委員協議会、民生委員等の十分な協力が必要であると考えられるので、各関係機関に無料又は低額介護医療院利用事業の内容について周知徹底を図り、その適正な運営を期するよう指導されたいこと。

第三 指導監督

無料又は低額介護医療院利用事業を行う者について、少なくとも毎年一回その実施状況を調査し、その結果を別に定めるところにより報告するほか、その適正な運営を期するため、必要な指導を行われたいこと。